

【介護保険】 松浦中央病院附属訪問看護ステーション訪問看護利用料金表

令和7年4月 改定

【2割】負担の場合

I. 介護保険の訪問看護看護費の基本単価並びに利用料金【1単位=10円】

サービス内容	基本単価 ()要支援の場合	利用料金 ()要支援の場合	備考
20分未満（訪問看護1） （24時間体制、20分以上/週1回）	314(303)	628(606)円/回	<ul style="list-style-type: none"> ・20分未満の利用は、24時間体制があることと、週に1回は、20分以上の定期的訪問看護が行われている場合に可能です。 ・夜間とは18時～22時 ・早朝とは6時～8時 ・深夜とは22時～6時です。 ・計画外の緊急訪問を行った場合は所要時間に応じた所定単位を算定します。なお、特別管理加算の対象者については一月のうち2回以降には、早朝・夜間・深夜加算が付きません。 ・令和6年度、厚生労働大臣が定める地域（介護サービスの確保が著しく困難であると認められる地域）に、松浦市全域が対象となりました。これにより、該当地区の訪問看護ステーションが「特別地域訪問看護加算」を算定できるようになりました。 ◆特別地域訪問看護加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算は、区分支給限度額の算定対象外となります。
30分未満（訪問看護2）	471(451)	942(902)円/回	
30分以上60分未満（訪問看護3）	823(794)	1,646(1,588)円/回	
60分以上90分まで（訪問看護4）	1,128(1,090)	2,256(2,180)円/回	
20分/1日1回（理学療法士等による訪問）	294(284)	588(568)円/日	
40分/1日2回（理学療法士等による訪問）	588(568)	1,176(1,136)円/日	
早朝・夜間加算	所定単位数の25%		
深夜加算	所定単位数の50%		
特別地域訪問看護加算 1(イ)	所定単位数の15%		
緊急時訪問看護加算 II 1	574	1,148円/月	
特別管理加算（I）	500	1,000円/月	
特別管理加算（II）	250	500円/月	
ターミナル加算【要介護のみ】	2,500	5,000円/死亡月	
サービス提供体制強化加算II（1回につき）	3	3円	
長時間訪問看護加算（1時間30分を超える）特別管理加算対象者	300	600円/回	
複数名訪問看護加算 30分未満	724	1,448円/回	
複数名訪問看護加算 30分以上	1,075	2,150円/回	
初回加算（I）（退院日に初回訪問）	350	700円/回	
初回加算（II）（退院翌日後に訪問）	300	600円/回	
または退院時共同指導加算 （1回・特別管理加算2回）	600	1,200円/回	
看護・介護職員連携強化加算 （特定業務） 【要介護のみ】	250	500円/回	
その他の利用料（死後の処置料）	（実費）	10,000円	
その他の利用料（交通費） 本事業所から片道20km以上		100円/回	

- ・気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態
- (Ⅱ) ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を超える褥瘡がある状態
- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

2. 複数名訪問看護の対象となるのは、下記の方で、ご利用者の同意を得て算定します。

- ① 利用者の身体的理由(体重が重いなど)により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況から判断して、①または②に準ずると認められた場合

3. 初回加算:新規に訪問看護計画書を作成した時に算定します。

退院時共同指導加算:病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院または退所するにあたって、訪問看護師が施設に出向き、医師・看護師等と共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合に、月1回(特別管理加算の利用者は2回まで)算定します。

4. 看護・介護職員連携強化加算:医師の指示のもと、痰の吸引等を実施する訪問介護事業所と連携して指導等行った場合に算定します。

私は、上記料金内容の説明を受け、同意します。

令和 年 月 日

住 所

(利用者・その家族又は代理人)

氏 名

(続柄:)